

JAバンクで貯金のことなら
よからうもん!

JA福岡市東部

夏もJAで
しっかり貯金!



夏期限定

定期貯金

JAはどなたでもご利用いただけます。

〈キャンペーン期間〉 平成29年 7月3日(月)▶8月31日(木)

店頭金利

+

0.1%

年

富永裕輔



高藤ふみ



キャンペーン期間中、JA福岡市東部で定期貯金(注1)を30万円以上新規でご契約された方に、

JA福岡市東部で
先着600個

loft × CHORIS

フロスト ポーチ プレゼント!



*商品のデザイン・サイズ・仕様等は変更になる場合がございます。

キャンペーン期間中、JA福岡市東部で定期貯金(注1)を50万円以上新規でご契約された方に、

JA福岡市東部で
先着500個

LOFT HANDS × CHORIS

クーラー バッグ プレゼント!



*商品のデザイン・サイズ・仕様等は変更になる場合がございます。

対象商品 (※注1)

定期貯金

■預入期間:1年以上 ■預入金額:10万円以上 ■新規の自動継続定期

○本キャンペーンご利用は、個人の方に限らせていただきます。○キャンペーン対象商品については、JA窓口におたずねください。
※本キャンペーンは1口10万円以上からご契約できますが、フロストポーチのプレゼントは定期貯金を新規で30万円以上、クーラーバッグは50万円以上ご契約された方が対象となります。

■お取り扱い期間:平成29年7月3日(月)~平成29年8月31日(木)

■対象となる方:個人の方(個人事業主を含む)

※既に当JAでお預け入れいただいている定期貯金からのお預け替えはできません。

■対象商品:●スーパー定期貯金(新規の自動継続定期貯金)

●大口定期貯金(新規の自動継続定期貯金)

※他のキャンペーン商品との併用はできません。

■預入期間:1年

■適用金利:店頭金利+0.1%

※税金については、20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。※平成49年12月31日までの適用となります。

■預入金額:●スーパー定期貯金…10万円以上(1円単位) ●大口定期貯金…1,000万円以上(1円単位)

■中途解約:①この貯金は、満期前の解約はできません。

②中途解約された場合には、当JA所定の中途解約利率を適用します。

■その他:●商品内容については、取引期間中であっても今後の金融情勢等により変更となる場合や取扱いを中止する場合があります。

●対象商品は貯金保険の対象です。同保険の範囲内で保護されます。

詳しくは店頭までおたずねください。

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞「夏期限定定期貯金」

(平成29年7月3日現在)

商品名	・スーパー定期貯金（単利型）「夏期限定定期貯金」
ご利用いただける方	・個人の方 ご本人名義のみの取り扱いとさせていただきます。 ・新規での預け入れのみとし、当組合にお預け入れいただいている貯金からのお預け替えはできません。
期間	・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）として取り扱います。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1口 10万円以上1,000万円未満（通算上限なし） ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の特別金利を満期日まで適用します。なお自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・取扱い期間中に金利が大幅に変動した場合は金利の設定を見直すことがあります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・お利息に20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または総務部（電話：０９２－６２１－４６８９）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営するＪＡグループ福岡総合相談所【福岡県ＪＡバンク相談所】（電話：０９２－７１１－３８５５）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ総務部またはＪＡグループ福岡総合相談所【福岡県ＪＡバンク相談所】にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：０９２－７４１－３２０８） 北九州法律相談センター（電話：０９３－５６１－０３６０） 久留米センター（電話：０９４２－３０－０１４４）
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 「夏期限定定期貯金」の取扱期間は下記の通りです。 平成２９年７月３日（月）から平成２９年８月３１日（木） ・ ＪＡ福岡市東部限定の特典として次のとおり取り扱います。 特別金利 年利 店頭金利＋０．１％（税引前） ・ 商品内容について、上記お取扱期間中であっても、金融情勢等によりお取扱内容を変更する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ福岡市東部

商品概要説明書

大口定期貯金 「夏期限定定期貯金」

(平成29年7月3日現在)

商品名	・大口定期貯金 「夏期限定定期貯金」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方 ご本人名義のみの取り扱いとさせていただきます。 ・新規での預け入れのみとし、当組合にお預け入れいただいている貯金からのお預け替えはできません。
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）として取り扱います。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000万円以上（通算上限なし） ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の特別金利を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・お利息に20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により算出した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組

	<p>合本支店または総務部（電話：０９２－６２１－４６８９）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営するＪＡグループ福岡総合相談所【福岡県ＪＡバンク相談所】（電話：０９２－７１１－３８５５）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ総務部またはＪＡグループ福岡総合相談所【福岡県ＪＡバンク相談所】にお申し出ください。</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：０９２－７４１－３２０８） 北九州法律相談センター（電話：０９３－５６１－０３６０） 久留米センター（電話：０９４２－３０－０１４４）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・「夏期限定定期貯金」の取扱期間は下記の通りです。 平成２９年７月３日（月）から平成２９年８月３１日（木） ・ＪＡ福岡市東部限定の特典として次のとおり取り扱います。 特別金利 年利 店頭金利＋０．１％（税引前） ・商品内容について、上記お取扱期間中であっても、金融情勢等によりお取扱内容を変更する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ福岡市東部